

広島県選挙管理委員会告示第八号

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六年広島県選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第十三条中「主任専門員」を削り、「専門員」を「事業調整員」に改める。

第十四条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 事業調整員は、上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。

第十四条第六項を削り、同条第七項中「上司を」を「上司の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。